

番号	1. (1)
項目	<p>1. 制度・政策等の構築における協議について</p> <p>(1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めております。</p> <p>本市では、平成30年3月に高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進するために取り組んでいくこととしております。</p> <p>その策定にあたりましては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市会議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討してきたところであり、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、貴連盟にも参画いただき、ご意見をいただいております。</p> <p>今後とも、「地域生活支援のあり方研究会」など、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-8020

番号	2.(1)
項目	<p>2. 人材確保について</p> <p>(1) 福祉・介護人材確保については、これまでも協議を行い、貴市と共に取り組んできたが、今後も積極的に継続して取り組んでいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉・介護人材の確保に向けた取組みについては、現場でのニーズを把握するなど、各方面のご意見をお聞きしながら進めていくことが重要であると認識しています。</p> <p>そのため、これまでも貴連盟との意見交換を行ってきており、平成30年度については、新規事業に関するアンケート調査など、連携した取組みにもご協力いただいているところです。</p> <p>引き続き、福祉・介護人材の確保に向けては貴連盟等との連携のもと、取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画グループ）電話：06-6208-7945

番号	2. (2)
項目	<p>2. 人材確保について</p> <p>(2) 福祉・介護の仕事が魅力あり誇りある職業であるためには社会的評価の向上や、イメージアップが必要であり、貴市としても積極的に啓発・周知の充実・強化をしていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉・介護人材の確保に向けて、社会的評価の向上や福祉・介護の仕事のイメージアップは非常に重要であると考えています。</p> <p>平成30年度からは、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを表彰し、福祉・介護の現場で従事する職員等の定着につなげるとともに、漫画化を行い広く市民に周知することにより、職業のイメージアップにつながるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育、中学生と福祉の現場をつなぐ取組み等を通じて福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の担い手の確保につながるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-7945

番号	3. (1) (2)
項目	<p>3. 地域包括支援センター、ブランチについて</p> <p>(1) 地域共生社会実現に向けて、現在 3 区でモデル実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」を早急に 24 区で実施していただきたい。</p> <p>(2) 地域共生社会実現に向けて現在の地域包括支援センターの機能充実を図り、複合的な課題を抱える世帯や、子どもや障がい者を含めたものとして検討していただきたい。また、その場合の人材確保の方策や資格要件についても検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、一つの相談支援機関だけでは解決が困難な複合的な課題を抱えた要介護者に対し、高齢、児童、障がい福祉など市内に約 300 箇所ある分野別の相談支援機関や、地域関係者、行政が一体となり、それぞれの強みを活かし連携することができる包括的な相談支援体制の構築に向けて、平成 29 年度から 3 区（福島区・東淀川区・平野区）においてモデル事業を開始しています。</p> <p>モデル事業においては、区保健福祉センターが連携の際の調整役となり、複合的な課題を抱えた方や世帯に対し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が参画し支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するとともに、相談支援機関や地域の関係者、行政職員を対象とした研修会等を通じた人材育成や、相談支援機関の連携の強化に向けたツールの作成などの取組みを行っています。</p> <p>今後、これらモデル事業の結果について十分に検証するとともに、モデル事業の成果を各区と共有するなど、更なる事業展開に向けて、取組みを進めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画グループ）電話：06-6208-7950</p> <p>高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027</p>

番号	3. (3)
項目	<p>3. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(3) 地域密着型サービスにおける運営推進会議は、小規模デイサービス等の増加により、出席依頼が増えており加重となっている。また、地域包括支援センターが地域密着型サービスの新規指定を把握できるよう情報を提供していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域密着型サービスの提供につきましては、地域との連携を進め、事業所の評価を通じたより良いサービスの提供を促進するため、運営推進会議を設置することとされており、地域包括支援センター職員や地域住民の代表者、利用者等に参画いただいております。</p> <p>なお、本市といたしましては、同会議の出席等の負担軽減に向け、厚生労働省と協議のうえ、原則として同会議のうち2回に1回は、書面により評価等を受ける方法によっても運営推進会議の開催とみなすことにしております。</p> <p>地域包括支援センターの皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、地域密着型サービスの新規指定の状況については、今後、地域包括支援センターへの情報提供を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	3. (4)
項目	<p>3. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(4) 現在の各区の地域包括支援センター運営協議会は報告や質疑応答で終わっている現状がある。本来各団体からの参加委員が各団体に持ち帰り、地域包括支援センターの応援団、後方支援としての役割が果たせるよう再度、運営協議会のあり方を各区に示していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成18年に、区地域包括支援センター運営協議会を設置した際、運営協議会の役割として、地域包括支援センターの活動を支援することを目的に、関係機関や介護保険以外のサービス等との連携及び地域資源の開発を推進するとともに、運営協議会の構成メンバーは関係機関の連携に積極的に協力することを、各区保健福祉センター所長あての依頼文で示したところです。また、毎年実施している区の運営協議会担当者への説明会における資料にも、当時の依頼文を継続して掲載しています。</p> <p>今後、区地域包括支援センター運営協議会に本来求められる役割につきましては、改めて各区への周知を行うとともに、大阪市地域包括支援センター運営協議会に出席していただいている各職能団体代表委員へも、その旨の依頼を行います。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027

番号	3.(5)
項目	<p>3. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(5) 会議出席の業務量が増大するばかりである。会議をスリム化し、効果的なものとしていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>地域包括支援センター職員の出席が求められる会議につきましては、これまでも、出席者が重なる場合に、会議を二部制にして同日開催とするなどの、効率的運営を可能としてきたところです。また、各区地域包括支援センター運営協議会も、全区年4回の開催としていたものを、平成30年度からは、区の実情に応じて年3回とすることも可としました。今後も、各会議の担当部署と連携し、会議の実態の確認等を行い、効率化が可能な会議については、できる限り効率化するよう努めるとともに、必要な会議については、会議が形骸化せず、有効な会議となるための方策を検討していきます。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（認知症施策グループ）電話：06-6208-8027

番号	3. (6)
項目	<p>3. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(6) 地域共生社会の主役は、地域住民である事を十分に啓発・周知を行っていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間を計画期間とする「大阪市地域福祉基本計画」に、「地域共生社会」の実現に向けた国の動向とそれを踏まえた本市の方針を記載するとともに、計画の基本目標に「みんなで支え合う地域づくり」を掲げ、住民主体の地域課題の解決力強化に取り組んでおります。</p> <p>今後も、地域での支え合いや助け合いの意識づくりのために、地域福祉を推進するための施策や啓発事業を広報紙やホームページに掲載し、身近な地域でのつながりの大切さを広く市民に周知してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (企画グループ) 電話 : 06-6208-7950

番号	4. (1)
項目	<p>4. 大規模災害について</p> <p>(1) 昨今の大規模災害の続発の現状から様々な検討を今後も行っていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>平成 30 年 6 月 18 日に発生した、大阪府北部を震源とする地震（以下「地震」という。）においては、最大震度 6 弱の揺れが大阪を襲いました。それにより、大阪府内で 5 名の死者、361 名の負傷者など、大きな被害が出ている状況となっています。</p> <p>本市におきましては、各種相談窓口による相談の受付、被害住家にかかる被害調査などの対応を実施しています。さらに、地震において犠牲となられた方のうち、約半数が自宅における家具などの転倒が原因で亡くなっていることを受け、新たに「家具類の転倒・落下・移動防止対策リーフレット」を作成し、8 月半ばより危機管理室及び各区役所の窓口等にて配布を開始しています。</p> <p>今回の地震については、日本中でいつ起きてもおかしくはない規模・震度であり、本市においても将来的に同規模、又はそれ以上の大規模災害が発生する想定がなされています。この地震を一つの契機として、より一層の災害対策の検討、防災意識の啓発などに努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	4. (2)
項目	<p>4. 大規模災害について</p> <p>(2) 食料等の備蓄品について、賞味期間が近づいてきた品について、大阪市がそれを有効に活用できる方法について検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では「大阪市災害救助用備蓄物資取扱要領」で期限の到来まで原則一年未満の備蓄物資を訓練等で有効活用できると定め、消費期限が近づく災害時備蓄品（アルファ化米やビスケット、飲料水等）について、地域で実施する避難所開設訓練や防災啓発イベント等で有効活用しています。</p> <p>現在、廃棄食品削減の取り組みとして、フードバンクへの提供を行うなど備蓄物資の有効活用を進めています。</p> <p>また、食料の備蓄については、特別な保存食を備蓄することなく、普段から少し多めに食材、加工品を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を備蓄しておくローリングストック法をご検討いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	5. (1)
項目	<p>5. 軽費・ケアハウスについて</p> <p>(1) 軽費老人ホームについては処遇改善金や大規模修繕補助金もなく、施設運営は収支上非常に厳しいものがあり、今後も安定した運営ができるよう運営支援を検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>軽費老人ホームは、身寄りがない高齢者や、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っていると認識しております。</p> <p>現在、本市においては、厳しい財政状況にあることから処遇改善金などの新たな加算の創設は困難であると考えておりますが、施設の安定的な運営及び入所者の処遇の向上を図るため、今後もサービスの提供に要する費用補助金の予算確保に努めてまいります。</p> <p>また、入所者に介護が必要な方が多くなってきていることなどにより、特定施設入居者生活介護の指定を受けることをご検討されておられる場合は、随時ご相談ください。</p> <p>なお、軽費老人ホームについては、建築から約40年以上が経過しているところもあり、施設の老朽化により、今後、建替えや大規模な修繕が必要な時期が来るものと認識しております。</p> <p>引き続き、利用ニーズ等を勘案しながら大規模修繕補助金等について検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ）電話：06-6208-8020</p> <p>高齢施設課（高齢施設グループ）電話：06-6241-6504</p>

番号	5. (2)
項目	<p>5. 軽費・ケアハウスについて</p> <p>(2) 有料老人ホームやサ高住が増加する状況の中、軽費老人ホーム・ケアハウスが市民に広く認知されるよう周知をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>軽費老人ホーム・ケアハウスの周知については、本市のホームページや「高齢者施策のあらまし」に事業内容と施設の一覧を掲載しているところです。</p> <p>また、各区保健福祉センターや地域包括支援センターに対して、軽費老人ホーム・ケアハウスの毎月の入所状況について情報提供を行い、広く市民の方へ周知していただいているほか、相談にご活用いただいております。</p> <p>今後も軽費老人ホーム・ケアハウスが市民の方に広く認知していただけるよう周知に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8020

番号	6.(1)
項目	<p>6. 事務負担の軽減について</p> <p>(1) 提出する「法人・施設調書」と福祉医療機構へ提出する「法人現況報告書」は重複する部分が多々あるため事務負担軽減から、項目について整理検討していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「法人調書」及び「施設調書」につきましては、当日の監査業務を円滑に遂行できるように監査事前資料として提出をお願いしているところです。</p> <p>社会福祉法第 59 条及び施行規則第 9 条の規定により「現況報告書」が定められ、平成 29 年度より福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用開始にあたり、「法人調書」の様式について、平成 29 年度提出分から項目を見直しました。その際、「現況報告書」と重複する部分について、可能な限り削除等整理をしました。</p> <p>また、「施設調書」については、主に第 1 種事業の種別ごとの事業運営に関する内容であり、「現況報告書」と重複する部分は、施設名称と所在地などの一部ですが、記載をお願いしています。</p> <p>今後ともご協力の方、よろしくお願いいたします。</p>	
担当	福祉局 総務部 総務課（法人監理グループ）電話：06-6241-6503

番号	1
項目	大阪市高齢者施設等防災マニュアルの具体化
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、高齢者施設等は自力で避難することが困難な方が多く利用されている施設であり、利用者の安全を図るため、災害時に速やかな対応ができる体制整備や減災のための事前対策を講じ、施設の災害対応力を高めておく必要があると考えることから、平成23年7月に貴連盟とともに「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を作成し、本防災マニュアルの活用による施設の防災対策の取組みを推進しております。</p> <p>本防災マニュアルでは、標準的な平常時の対応や災害発生時の対応などについてお示ししており、昨年度に施行された水防法の改正等を受け、河川氾濫などの水害や地震による津波浸水に対する応急対策や避難確保計画の項目を追加するなど、マニュアルの改訂を行っています。今後も引き続き施設関係者がより活用しやすい構成への見直しを行うよう検討してまいります。</p> <p>また、福祉避難所・緊急入所施設にしている施設などについては、災害発生時において迅速な施設復旧と福祉避難所の開設が求められることから、福祉避難所開設・運営要領などを含む防災マニュアルの作成促進に向け支援に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	2
項目	福祉避難所・緊急入所施設協定施設への研修会及び訓練の協力依頼
<p>(回答)</p> <p>本市における福祉避難所・緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）の役割や設置要領については、「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」内の「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）によりお示ししているところです。</p> <p>平成30年4月1日時点で、市内320施設の社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所等として指定しているところですが、福祉避難所等にかかる取り組みの実効性を高めていくため、各施設における受入人員算定を行うとともに、福祉避難所開設訓練の実施や自主防災組織など地域の防災訓練との連携を進めているところです。</p> <p>今後におきましても、地域や施設及び施設関係団体等と連携を図り、これらの取り組みの推進に努めてまいりますとともに、災害時における円滑な福祉避難所等の運営に資するよう努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	3
項目	災害時の相互応援体制の構築及び訓練の協力依頼
<p>(回答)</p> <p>本市では、高齢者施設等は自力で避難することが困難な方が多く利用されている施設であるとともに、福祉避難所としての機能も期待され、地域の防災機能向上に資する施設であると考えています。</p> <p>このことから、高齢者施設や施設関係団体等との災害時における施設の事業継続の取組みと連携した福祉避難所の開設訓練の実施やマニュアルの作成などについて検討を進めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808